**令和６年度前橋市移住支援金　チェックリスト**

・下記４要件の全てに該当された方は対象となる可能性がありますので、前橋市産業政策課（電話番号：027-898-6985）へお問い合わせください。

・この制度は、申請した日から５年以上継続して前橋市に居住する意思があることを条件としています。

・災害、病気等のやむを得ない事情を除き、申請後５年以内に市外に転出された場合は、返金の対象となりますので、ご注意ください。

１　移住元に関する要件

|  |  |
| --- | --- |
| （１）住民票を移す直前の10年間について、下記①～③の**いずれか**に該当する | はい ・ いいえ |
| □ | ①「東京23区に住民票を置いていた期間」が通算５年以上である。 |
| □ | ②「東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた期間」が通算5年以上である。 なお、東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も対象期間とすることができる。 |
| □ | ③「上記①と②を合算した期間」が通算5年以上である。 |
| （２）住民票を移す直前の１年間について、下記①～③の**いずれか**に該当する | はい ・ いいえ |
| □ | ①「東京23区に住民票を置いていた期間」が連続して1年以上である。 |
| □ | ②「東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた期間」が連続して1年以上である。 なお、東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も対象期間とすることができる。 |
| □ | ③「上記①と②を合算した期間」が連続して1年以上である。 |

２　移住先に関する要件

|  |  |
| --- | --- |
| 下記①～②の**全て**に該当する | はい ・ いいえ |
| □ | ②申請した日から５年以上継続して前橋市に居住する意思がある。※ 会社都合（転勤・出向・研修等）により転入される方は、対象外となります |

３　地域の担い手としての役割に関する要件

|  |  |
| --- | --- |
| 下記（１）～（５）のいずれかに該当する | はい ・ いいえ |
| （１）テレワークに関する要件　下記①～④の**全て**に該当する |
| □ | ①所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 |
| □ | ②国が別途実施する地方創生テレワーク交付金の対象事業による支援、助成を受けていないこと。 |
| □ | ③出社する頻度が勤務日の5分の1以内であること。 |
| □ | ④勤務先から通勤手当の支給を受けていないこと（出社実績に応じて実費支給はOK）。 |
| （２）関係人口に関する要件　下記①～④の**いずれか**に該当する　　　　詳細は、「関係人口要件に関するQ&A」をご覧ください |
| □ | ①本市に令和5年3月31日以前に居住歴がある者 |
| □ | ②本市に親族が令和5年3月31日以前から居住している者（親族とは２親等以内の方を指します）ただし、令和５年３月３１日以前に婚姻した配偶者の親族も含めます。 |
| □ | ③本市に本店又は支店が存する企業等に令和5年3月31日以前から勤務している者(週20時間以上の無期雇用契約である） |
| □ | ④本市に令和5年3月31日以前に通勤歴・通学歴がある者 |
| （３）起業に関する要件 |
| □ | 群馬県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。 |
| （４）就職に関する要件（一般の場合）　下記①～③の**全て**に該当する |
| □ | ①群馬県が開設している就職マッチングサイトに掲載された対象求人に応募し、採用されていること。 |
| □ | ②就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。 |
| □ | ③週20時間以上の無期雇用契約であること。 |
| （５）就職に関する要件（専門人材の場合）　下記①～③の**全て**に該当する |
| □ | ①内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業すること。 |
| □ | ②週20時間以上の無期雇用契約であること。 |
| □ | ③目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。 |

４　その他の要件

|  |  |
| --- | --- |
| 下記①～②の**全て**に該当する | はい ・ いいえ |
| □ | ①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 |
| □ | ②日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 |